

# 令和5年度 教育委員会 第17回定例会 議案

1 日 時 令和5年11月30日（木） 午前9時30分

2 場 所 教育委員会議室

3 日 程

(1) 開 会

(2) 議 案

第28号議案 静岡県市町立学校職員の退職手当に関する規則の一部を  
改正する規則 … 1

<非>第29号議案 令和5年12月県議会定例会に提出する議案 … 非

(3) 報告事項

(4) 閉 会



## 第 28 号議案

静岡県市町立学校職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則

静岡県市町立学校職員の退職手当に関する規則について、別紙のとおり、改正する。

改正する規則名 静岡県市町立学校職員の退職手当に関する規則

改正規則の施行日 公布の日

令和 5 年 11 月 30 日提出

静岡県教育委員会教育長

令和5年11月30日

## 静岡県市町立学校職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則

(教育総務課)

令和5年度末退職手当より、退職手当請求書の提出方法及び退職手当決定通知書の通知方法を変更するため、静岡県市町立学校職員の退職手当に関する規則の一部を改正する。

## 1 改正の理由及び内容

事務の効率化の観点から、退職手当に係る請求書について、現在は「市町教育委員会」を経由して提出されているものを、今後は直接「県教育委員会」へ提出することとする。(退職手当決定通知書の送付も同様)

	該当 条文	変更前	変更後
退職手当 請求書	第5条	退職当時の所属学校の校長及び市町の教育委員会（以下「 <u>地方教育委員会</u> 」という。）を経て、県教育委員会に提出しなければならない。	退職当時の所属学校の校長を経て、県教育委員会に提出しなければならない。
退職手当 決定通知書	第6条	退職手当決定通知書（別記第4号様式）により、 <u>地方教育委員会</u> を経て請求者に通知するものとする。	退職手当決定通知書（別記第4号様式）により、請求者に通知するものとする。

## 2 施行期日

公布の日から施行

## 静岡県教育委員会規則 号

静岡州市町立学校職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則

静岡州市町立学校職員の退職手当に関する規則（昭和30年静岡県教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(退職手当の請求)</p> <p><b>第5条</b> 職員退職手当条例第3条から第5条まで及び第9条の規定による退職手当の支給を受けようとする者（以下「請求者」という。）は、退職手当請求書（別記第1号様式）に、次に掲げる書類を添え、退職当時の所属学校の校長及び市町の教育委員会（以下「<u>地方教育委員会</u>」という。）を経て、<u>県教育委員会</u>に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(退職手当の支給)</p> <p><b>第6条</b> 県教育委員会は、退職手当を支給する場合においては、退職手当計算書（別記第3号様式）により支給額を決定し、退職手当決定通知書（別記第4号様式）により、<u>地方教育委員会</u>を経て請求者に通知するものとする。</p>	<p>(退職手当の請求)</p> <p><b>第5条</b> 職員退職手当条例第3条から第5条まで及び第9条の規定による退職手当の支給を受けようとする者（以下「請求者」という。）は、退職手当請求書（別記第1号様式）に、次に掲げる書類を添え、退職当時の所属学校の校長を経て、<u>県教育委員会</u>に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(退職手当の支給)</p> <p><b>第6条</b> 県教育委員会は、退職手当を支給する場合においては、退職手当計算書（別記第3号様式）により支給額を決定し、退職手当決定通知書（別記第4号様式）により、請求者に通知するものとする。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

<非>第 29 号議案

令和 5 年 12 月県議会定例会に提出する議案

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定に基づき、下記議案に同意する。

令和 5 年 11 月 30 日

静岡県教育委員会教育長

記

（予算案）

- 1 令和 5 年度静岡県一般会計補正予算（教育委員会関係）

（条例案）

- 2 静岡県教職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(予算案)

## 1 令和5年度静岡県一般会計補正予算（教育委員会関係）

### (1) 総括表

(単位：千円)

区 分	補正前の額	補正額	累計
教育委員会所管分	200,258,765	2,235,000	202,493,765
人件費	167,430,000	2,235,000	169,665,000
事業費	32,828,765	0	32,828,765
教育費	32,398,765	0	32,398,765
災害対策費	430,000	0	430,000

### (2) 事業概要

(単位：千円)

事業名	<現計額> 補正額	説明
教職員給与費	<167,430,000> 2,235,000	人事委員会勧告等に基づく教職員の給与改定

(条例案)

## 2 静岡県教職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

教育総務課

人事委員会勧告等に基づき職員の給与の改定を行うため、所要の改正を行うものである。

### 1 給料表の改定

若年層に重点を置いて給料表の給料月額を引き上げる。

### 2 諸手当の改定

#### (1) 通勤手当

交通機関等及び交通用具利用者に係る支給限度額

月額 75,000 円 → 80,000 円

#### (2) 在宅勤務等手当

新たに在宅勤務等手当を設け、在宅勤務等を中心とした働き方をする職員に対して、月額 3,000 円を支給することとする。

#### (3) 期末・勤勉手当

ア 期末手当の年間の支給割合を 0.05 月分引き上げる。

イ 勤勉手当の年間の支給割合を 0.05 月分引き上げる。

ウ 令和 6 年度の支給割合を定める。

(単位：月)

区 分		6 月	12 月	計
令和 5 年度	期末手当	1.20 (1.00)	1.20 → 1.25 (1.00 → 1.05)	2.40 → 2.45 (2.00 → 2.05)
		0.625	0.625 → 0.675	1.25 → 1.30
	勤勉手当	1.00 (1.20)	1.00 → 1.05 (1.20 → 1.25)	2.00 → 2.05 (2.40 → 2.45)
		1.025	1.025 → 1.075	2.05 → 2.10
	計	2.20	2.20 → 2.30	4.40 → 4.50
		1.65	1.65 → 1.75	3.30 → 3.40
令和 6 年度	期末手当	1.20 → 1.225 (1.00 → 1.025)	1.25 → 1.225 (1.05 → 1.025)	2.45 (2.05)
		0.625 → 0.65	0.675 → 0.65	1.30
	勤勉手当	1.00 → 1.025 (1.20 → 1.225)	1.05 → 1.025 (1.25 → 1.225)	2.05 (2.45)
		1.025 → 1.05	1.075 → 1.05	2.10
	計	2.20 → 2.25	2.30 → 2.25	4.50
		1.65 → 1.70	1.75 → 1.70	3.40

( )は、特定幹部職員の支給割合

下欄は、大学の学長の支給割合

### 3 施行期日

公布の日。ただし、2(1)、2(2)並びに令和 6 年度の期末手当及び勤勉手当については、令和 6 年 4 月 1 日。

第17回定例会 報告事項

番号	項 目	Page
<非> 配付 報告 1	令和 7 年度静岡県公立学校教員採用選考試験の日程及び変更点	非



令和7年度 静岡県公立学校教員採用選考試験の日程及び変更点

(義務教育課・高校教育課・特別支援教育課)

1 日程

校種	第1次選考試験	第2次選考試験
小・中学校教員 養護教員・栄養教員	5/11(土) 予備日 5/18(土)	6/29(土)～30(日) 予備日 7/6(土)、7(日)
高等学校教員	5/11(土)～12(日)	
特別支援学校教員	予備日 5/18(土)	

2 変更点

- (1) しずおか未来創造枠（自己推薦枠）の新設 **【義務教育課・特別支援教育課】**  
 静岡県に愛着があり、未来を担う児童生徒等の育成に対する熱意と、ビジョンを具現化していく力量をもった人材を採用し、本県教育の充実・発展を目指す。

校種	出願時	第1次試験	第2次試験
小学校教員【30人程度】	自己推薦用紙の記入 ・静岡県の未来を担う児童生徒等の育成に対する熱意 ・具体的なビジョン ・自己の経験や実績に基づいた採用後の取組	筆記試験	適性検査 面接
特別支援学校教員(小学部) 【20人程度】		筆記試験 面接	

- (2) 適性検査の実施方法 **【義務教育課・高校教育課・特別支援教育課】**

現行	変更後
・試験日当日、会場で行う。 ・紙面による実施	・試験日の前に、各自で行う。 ・Webによる実施
・行動価値検査(対象:1次試験受験者) ・感情能力検査(対象:2次試験受験者)	・行動価値検査及び感情能力検査 (対象:1次試験合格者)

- (3) 加点申請条件の追加

教科専門試験における加点申請の条件として、以下の点を加える。

**【義務教育課】**

- ・小学校教員受験者で、中学校教諭普通免許状(美術・技術・家庭)を取得(取得見込み)の者に対し、5点を加点する。

**【義務教育課・特別支援教育課】**

- ・小中学校教員・養護教員・特別支援学校教員受験者で、「臨床心理士」「公認心理師」の資格を持つ者に対し、5点を加点する。

**【高校教育課・特別支援教育課】** ※義務教育課は既に実施済み(5点)

- ・ポルトガル語又はスペイン語に関する資格等の所有者に対し、加点する。  
 高校教育課…3点、特別支援教育課…5点

- (4) 特別選考の変更

**【義務教育課・高校教育課・特別支援教育課】**

- ・「教職経験者を対象とした選考」(教職ア・ウ)について、教諭としての実務経験に、育児休業期間を加算してよいこととする。(ただし、育児休業以外の休業、退職期間は含まない。)

【特別支援教育課】

- ・「看護師経験を有する者を対象とした選考（自立活動）」について、選考名を「専門職経験を有する者を対象とした選考（自立活動）」に変更し、看護師のほかに理学療法士・作業療法士・言語聴覚士の勤務経験者を対象として加える。

【高校教育課】

- ・高等学校スペシャリスト選考「民間企業等での勤務経験を有する者を対象とした選考」について
  - ア 民間企業等のスペシャリスト選考に、「工業」に加えて「農業」を追加
  - イ 学士取得済みの者は、5年間の企業等の経験で出願可能とする要件を追加（「工業」及び「農業」）（教員免許を所有しない者には特別免許状を取得させることで対応）

3 試験実施教科・科目の変更（予定）

【高校教育課】

- ・新たに実施する教科・科目 「理科・地学」  
「芸術・美術」

※現時点での予定。退職希望調査（12月初集計）の結果を基に最終的に決定する。